

平成27年第1回置戸町議会臨時会

平成27年2月19日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 4 議案第 2号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 4 議案第 2号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について

○出席議員（10名）

1番	嘉藤	均	議員	2番	小林	満	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	岩藤	孝一	議員
5番	細川	昭夫	議員	6番	石井	伸二	議員
7番	竹内	雅俊	議員	8番	阿部	光久	議員
9番	佐藤	勇治	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長	井上	久男	副町長	和田	薰
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	中村	啓二	施設整備課長	菅野	博敏
施設整備課技監	高橋	一史	施設整備課長補佐	大戸	基史
総務課長補佐	高木	恭治	町づくり企画課財政係長	小島	敦志

《教育委員会部局》

教 育 長 平 野 毅

《監査委員部局》

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 早 坂 豊 議 事 係 長 尾 俊 輔

臨時事務職員 中 田 美 紀

開会 午前9時30分

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成27年第1回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、3番 高谷勲議員及び4番 岩藤孝一議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第1号から議案第2号。

今期臨時会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

・報告第1号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配布した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）
から

◎日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結についてまで

—— 2件 一括議題 ——

○佐藤議長 日程第3、議案第1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）から日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結についてまでの2件を一括議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第1号は、平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）でございます。また、議案第2号につきましては、工事請負契約の締結についてでございます。第1号につきましては、施設整備課長よりご説明を申し上げます。また、第2号につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 まず、議案第1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）。
施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第1号について説明致します。

議案第1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）。

平成26年度置戸町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,343万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正の内容についてご説明致しますので、別冊の平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第10号）の4ページ、5ページをお開き願います。

(以下、記載省略。平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第10号）、別添のとおり)

○佐藤議長 次に、議案第2号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第2号 工事請負契約の締結について説明致します。

次により、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、昨年12月議会におきまして議決を頂きました、繰越明許費として実施する事業ですが、過去2回、6月と10月の入札執行において、東日本大震災の復興事業等の公共工事の増加により、鉄筋工や型枠大工等の技術労働者の確保が困難である等の理由により、指名業者より入札辞退の申し出があり入札が不調となっていた工事で、今回3回目の入札で落札となったものでございます。

記。

- 1、目的、置戸地区簡易水道再編推進事業、置戸配水池建設工事。
- 2、方法、指名競争入札。
- 3、金額、1億3,446万円。
- 4、相手方 北進・吉崎経常建設共同企業体。代表者、常呂郡置戸町字置戸22番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。構成員、北見市北4条東7丁目1番地、株式会社吉崎工業所代表取締役徳本章。

なお、工事の場所は、置戸町字拓殖。工事の概要ですが、配水池1池、量水器室1室、排水接合井1基を整備しようとするものでございます。工期につきましては、平成27年9月18日までとしてございます。次に、入札の執行状況についてお知らせ致します。入札執行日は、平成27年2月16日に実施致しました。入札業者は、町内及び町外の建設業者で構成する、経常建設共同企業体5社。入札回数は、1回で落札となりました。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

はじめに、議案第1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）。

質疑は条文ごとに行います。

第1条 歳入歳出予算の補正是、別冊事項別明細書（第10号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

歳出。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 除排雪業務の委託と言うことでお聞きしたいと思いますが、先日、吹雪で道道が開いていないと言う事態がありまして、町道が随分先に開いて集乳路線等確保されていると言うことでしたけども、実際には、道道が開いていないと言うことで集乳に随分苦慮したと言うお話を聞きました。集乳路線を優先的に開けると言うことについては、町の方で土現の方にも申し合わせをしていると思いますが、その辺のやり取りはどう言うふうになっているのかお知らせ下さい。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 まず、集乳路線の確保ということで、毎年除雪開始前に、今のJAの方から日にち毎の路線図を頂いております。都度変わる毎に更新された部分は頂いており、特に16日の朝方だと思いますが、私どもの事業共同組合の道路パトロールが、町内の町道の山間部がひどいと言う部分を抑えながら除雪の指示をしておりましたところ、特に道道の福野線がひどい状態だと言う情報を把握しております。9時近くだと思います。その後、町内の住民の方からも電話を頂いて、直ぐ網走建設管理部の北見道路事務所に電話をしております。お昼頃電話を頂いたのですが、北見を2時に出発して、あの辺は6時頃対応していると言う話で、私は役場の方に居たものですから、現場の状況は車がはまつたりしている状況と言う報告を頂いておりますので、そう言った部分は電

話で対応するようにお願い致しております。ただ、6時で終わっているとしたら9時までの3時間の時間差がありますので、16日の吹雪はかなりひどい状態だと言うふうに聞いております。いずれにいたしましても、集乳路線にも関わることですから、今後も網走建設道路事務所の方には対応をお願いしていくように言っていきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 当日の対応については十分だったと思いますけども、除雪始まる前と言いますか、雪が降る前に町として土現なりとの申し合わせをきちんとして頂きたいと言うことでのお願いをしたいと思います。

○菅野施設整備課長 北見道路事務所の担当者とも都度情報交換をしていきたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 議員もご承知のように、11月頃ですけども、国道を管理している網走開発建設部、道道を管理している建設管理部、そして、置戸町、それと、町内の農協をはじめ、関係団体、中部森林管理署等も含めてありますが、そうした関係機関の人たちにもお集まりを頂いて、雪道会議と言うのを開催しております。従いまして、基本的にはそれぞれ管理している道路の除排雪と言うことになるわけですが、議員の方からご質問がありましたように、やはり情報の伝達等も含めて連携していくと言うことが最も重要なことでありますので、課長の方から説明があったように、その状況、状況に応じていろいろな変化もありますし、対応と言うことも一律と言うわけにはいきませんので、情報交換をきちんと正しく伝わるようなことも今後とも努めていきたいと、そのように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 その会議に私も出ておりました。担当者にも吹き溜まり等のことについてもお願いをしてありましたけども、今後ともそう言う情報交換を十分にして頂きたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入へ進みます。

歳入。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に進みます。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで議案第1号から議案第2号までの2件について質疑を終わります。

これから、議案第1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）から議案第2号 工事請負契約の締結についてまでの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第2号までの2件について討論を終わります。

これから、議案第1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第1号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

○佐藤議長 次に、議案第2号 工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第5 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第1号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配布のとおりの処分報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 契約の内容についてお伺いします。今回、7,700万円ですか、これらの契約の中で変更額が40万円程度と言うことで、契約の条項がどうなっているの

か分かりませんが、重大な内容に変更のある場合については契約の変更はあるんですが、40万円程度のどちらかと言えば軽微な変更だと思うんですが、こう言ったものに対して逐次変更契約を行うということなんですが、一定程度、最低限の契約条項の中で本当に軽微な変更と言いますか、契約金額の何%以内であればと言う条項が内容的にあるのかどうか教えて頂きたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 今回、契約した工事費は7,000万円ということで、前回、議会の議決を得て契約をした工事であります。そう言った部分では、議会の議決の要件として、5,000万円以上の工事につきましては議決を得て進めると、そう言った経過を踏まえまして、前回、100万円以上ですが、変更の部分は議会の専決要件に合わせますと、100分の1を超えている部分ですから、議会の承認を得て変更を行いました。今回、軽微と言う部分で言えば、50万円以下の議会の専決要件があります。その違いは、専決をやらせて頂くことによって、そう言う金額でしたから工期を進めなくて、専決で次の議会に報告をすると言う決まりがあるものですから、それに沿いまして行ったものです。どうしても修繕工事と言うことでリフォームと言いますが、現場では部分ごとに設計である程度大枠はできていますが、細かい部分については、都度不都合が生じている部分もあります。そう言った中で、現場の工事をスムーズにいく部分でいけば、少額の部分は都度やって、専決で行っていると言う部分もあります。今後予想されるのは、これから橋の塗装の錆止めを行います。もう少しかかりますが、前回の臨時議会でご説明したとおり、この錆の量がどれほど出るかまだ分かりません。そのために錆をとばす砂の量が多くなれば処分費の増額の可能性もあると言うことで、ご理解、ご承知お願いしたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 議会の議決を得て契約したものについて、当然、金額に変更があった場合については変更の議決を得ると言うことで、そのことは理解するんですけど、要するに、本当に軽微な額で数十万円のそう言った額が、当然、大きな工事ですので出ないとは言えませんけども、それが数百万円、数千万円だと重大な変更になると思いますが、こう言った軽微な変更を基本的に契約条項の中である程度謳い込まれていないのかどうかと言うことを聞いたわけです。当然、契約金額が変更になれば、このように変更の議決を得ると言うことは理解しますけども、40万円程度の現場での契約金額の増額、その程度ぐらいは全体の中で吸収できなかったのかと言う思いで質問したわけです。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 契約金額の中で40万円はできなかったのかと言うことは、後ほど、施設整備課長の方で説明しますけども、先程の施設整備課長の答弁と重複する部分がありますけども、工事請負契約につきましては、昨年、10月15日開会の第8回臨時会において議決を頂いた工事請負契約です。それで、5,000万円以上の工事につきまし

ては、議決を得ることになりますので、本町の条例になっておりますので、これで議決を得ております。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これに基づいて5,000万円以上の工事請負契約を締結したものございますけども、議会の議決を得ることと規定されていた、それに基づいて議決を得た事項につきましては、その変更があった場合については、特段、規定されているものはございませんけれども、行政実例におきまして、議会の議決を得た事項の変更については、全て議会の議決を得なければならぬと、そう言うような行政実例がありますので、この行政実例に基づきまして、今回、変更契約をしたものでございますけども、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の委任による専決処分がありますけれども、あらかじめ議会の議決を得られた事項については、町長が自由に専決処分ができるとされておりますけれども、本町における議会の委任による専決処分につきましては、先程、施設整備課長が言いましたけども、2つあります、一つは、50万以下の和解及び損害賠償の額の決定。それと、議会の議決を得た工事の請負契約について設計変更により、当該議決による契約金額を100分の1を超えない範囲内で変更すること。ただし、変更金額が200万円を超える場合を除くとなっておりますので、50万円を超えない契約の変更につきましては、町長の専決でできると言うことがあります。先程言いました、行政実例の判断と専決処分の規定に基づきまして、今回、専決処分を行いまして、その専決処分を行うことを180条の規定による専決処分でございますので、議会の報告をしたと言うことになります。先程の、非常に軽微な金額なので、それが現行契約の中で実施することは可能だったのではないかと言うことがありましたけども、それにつきましては、施設整備課長の方で答弁致します。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 軽微な修繕とは言え、じゃあ額は何処までとかってなっていく部分もあるのかなと思いますが、都度現場で起こった修繕について、現場監督者と協議しながら、これについては、軽微の修繕で都度やって下さいと、そう言った部分を踏まえて専決処分で行うと。今の契約の中で、それを飲み込むとかそう言った部分はできないと言うものであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 もうちょっと中身を知りたいのですが、軽微な変更とは言え、当初設計でどのぐらい見ていたのですか。そして、今回、40万円近いお金を報告で済ませるんですけども、当初設計では50万円見ていた、今回のやつで新しくできたのかどうか知りませんけども、そう言うような中身を聞かせて下さい。

○佐藤議長 施設整備課長補佐。

○大戸施設整備課長補佐 今回の40万円の増額の中身ですが、主な部分は、下部工、橋台2基、橋脚3基の5カ所の下部工のコンクリートの表面が凍上している部分の補修、セメントによる補修なんですけども、当然、補修する際、劣化している部分を事前の設

計で、ここは何立米、ここは何立米、それぞれ出すんですけれども、実際、施工する時に、その部分をただ単にセメントで補修をするのではなく、一回モルタルをはつって、出ている鉄筋は研磨して錆を落としてと言う作業が出てきます。その際、弱い部分をはつっていくと、表面より進行している部分があつて余計にはつらなきやいけないと言う部分が出てきました。その量なんですが、5カ所合わせても0.1立米程度の量の多さだったんですけども、ここは補修するポリマーセメントと言われるセメントが非常に高額なものでして、当初設計と0.1立米しか乖離していないんですけども、これだけの額が生じたと言うふうに抑えて下さい。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 先程、課長が言ったように、錆の粉がどうのこうのと、また補正をお願いしますと言う話をしましたよね。その辺について詳しく話を聞きたいのですが。

○佐藤議長 施設整備課長補佐。

○大戸施設整備課長補佐 錆と言いますか、敷設の錆及び桁にかかっている塗料を落とすんですけども、その塗料の中に鉛が含まれていたと言うのが事前の調査で分かっておりまして、それを適正に処分しなきやいけないんですけども、その錆を落とす時に、ブラストと言って砂を吹き付けながら塗料を落としていくんですけども、落とす量ですね、砂の量、砂も一緒に処分しますので、当初設計何平米に対して何キロと決まってはいるんですけども、その量が錆の量によって変動すると言うことで、設計値と処理量と言うのが変動していく、その部分で設計変更が出てくる可能性があると言うことです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時02分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長早坂豊が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員